

冠表示における原料原産地情報の提供に関する ガイドライン

制定：平成31年3月29日消食表第147号

冠表示における原料原産地情報の提供に関するガイドライン

1 趣旨

消費者は、表示による情報を通じて食品を選択しており、食品関連事業者等は、消費者利益の観点から、加工食品の原材料についてもできる限り情報を提供し、食品選択に資する情報が得やすいよう環境整備をしていくことが求められている。

このような中、2017年（平成29年）9月1日に全ての加工食品を対象とした「新たな加工食品の原料原産地表示制度」がスタートした。

この新たな制度の下では、国内で作られた加工食品について、重量割合上位1位の原材料の原産地等を表示することとなるが、この制度を検討する議論の中で、いわゆる「冠表示」となる原材料については、重量順位にかかわらず自主的に原産地等を表示することを推進すべきとの指摘があった。

このため、「冠表示」における原料原産地情報の提供については、国が義務を課すのではなく「冠表示」を行う食品関連事業者による自主的な取組が推進されるよう、「冠表示における原料原産地情報の提供に関するガイドライン」を策定する。

2 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資するよう、できる限り産地情報を充実させることが望ましいという観点から、食品関連事業者が「冠表示」をしている一般消費者向け商品の原材料の産地情報を、自主的に情報提供するための指針とする。

3 本ガイドラインにおける「冠表示」の定義

本ガイドラインにおいて自主的に原料原産地情報を提供する「冠表示」とは、「商品名に特定の原材料名を冠している表示」

又は

「商品名に近接した箇所に特定の原材料の使用を特に強調している表示」

とする。

ただし、特定の原材料名が表示されている場合であっても、以下に掲げる商品は対象としない。

なお、商品名に特定の原材料名を冠するか、又は特定の原材料の使用を特に強調するかは、専ら表示を行う食品関連事業者等の判断に委ねられていることから、「冠表示」の該当性の判断は食品関連事業者に委ねられる。

〈本ガイドラインの対象としない商品〉

- (1) 「冠表示」に係る特定の原材料が、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）その他の法令により原産地等の表示（情報伝達）が義務付けられている商品。

- (2) ○○味、○○風味等といった表現で、その商品の味付けや風味等のバリエーションを表しており、特定の原材料の使用を特に強調していない商品。
- (3) 特定の原材料名を含む商品名が一般名称とされている（特定の原材料名が商品名に付されていることが一般化されている）商品。
- (4) 商品の形状等からイメージされる食材の名称を商品名の一部としている商品。

4 「冠表示」に係る原料原産地名の情報提供方法

- (1) 「冠表示」に係る原料原産地名の情報提供は、食品表示基準に基づく原料原産地名の表示方法により商品の容器包装の一括表示部分に表示若しくは商品の容器包装の一括表示部分以外の場所（商品の説明文等を含む。）への表示又はウェブサイトや電話対応等により行うこととする。

なお、ウェブサイトや電話対応での情報提供の場合は、情報を得られるURL又は相談窓口の連絡先を商品の容器包装に表示（2次元コードその他のこれに代わるものを含む。）し、併せて原産地の情報を得ることができる旨を表示することが望ましい。

また、ウェブサイトでの情報提供の場合、当該ウェブサイトの分かりやすい場所への情報掲載に努めることとする。

- (2) 「冠表示」の原材料名が生鮮食品である場合は当該生鮮食品の産地を、加工食品である場合は当該加工食品の製造地を情報提供する。したがって、原材料名欄に加工食品の名称で表示してあったとしても、「冠表示」に係る特定の原材料名を生鮮食品名で表示している場合は、当該生鮮食品まで遡って原産地を情報提供する。

- (3) 原料原産地名の情報提供を一括表示部分以外の場所に行う場合は、以下により情報提供する。

- ① 「冠表示」に係る特定の原材料名が生鮮食品である場合、国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を情報提供する。

ただし、食品表示基準に掲げる表示方法に準じて情報提供することもできる（下記（参考）を参照。）。

- ② 「冠表示」に係る特定の原材料名が加工食品である場合は、国産品にあっては国内で製造された旨を、輸入品にあっては原産国名を、生鮮食品の原産地と誤認させない表現で情報提供する。

ただし、国産品にあっては、都道府県その他一般に知られている地名で製造された旨を、輸入品にあっては原産国名に加え州名、省名その他一般に知られている地名を、生鮮食品の原産地と誤認させない方法で情報提供することができる。

(参考)

ア 農産物の場合

- (ア) 国産品にあつては、国産である旨に代えて都道府県名その他一般に知られている地名
- (イ) 輸入品にあつては、原産国名に加え州名、省名その他一般に知られている地名

イ 畜産物の場合

- (ア) 国産品にあつては、国産である旨に代えて主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名
- (イ) 輸入品にあつては、原産国名に加え州名、省名その他一般に知られている地名

ウ 水産物の場合

- (ア) 国産品にあつては、国産である旨に代えて生産した水域の名称、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名その他一般に知られている地名
- (イ) 輸入品にあつては、原産国名に加え生産した水域の名称

(4) 「冠表示」に係る原料原産地名の情報提供を商品の容器包装の一括表示部分以外の場所又はウェブサイトで行う場合で、複数の原産国の原材料を使用している場合の情報提供方法

- ① 国別表示（使用している原材料の原産国名を全て表示又は使用している可能性のある原材料の原産国名を全て表示）を基本とする。
- ② 国別表示が重量順でない場合は、消費者に誤認を与えないよう、重量順でない旨を表示する。

5 留意事項

- (1) 複数の原産地の原材料を使用するときに、特定の原産地のみを強調するなど、消費者に原産地を誤認させるような表示は行わない。
- (2) 原材料の原産地の情報提供に当たっては、情報提供の根拠とした製造記録や仕入伝票その他関係書類の整理に努め、消費者の問合せに迅速かつ適正に対応する。
- (3) 電話対応での情報提供を行う場合は、消費者の求める情報を的確に提供できる体制を整備する。
- (4) 本ガイドラインでは、容器包装への表示に限らず様々な場所での情報提供を記載していることを踏まえ、消費者が分かりやすく、見やすい情報提供を行うという考えの下に、創意工夫して原産地を情報提供する。

(参考1)

情報提供が望まれる可能性が高い例・低い例

<情報提供が望まれる可能性が高い例>

1 特定の原材料名を冠した商品名の例

かにチャーハン、牛肉カレー、たっぷりたまねぎシチュー、えびグラタン 等

2 特定の原材料の使用を特に強調している表示の例

抹茶を贅沢に使った、ごまをふんだんに練り込んだ、こだわりの牛肉を使用した、たっぷり粒コーン入り 等

<情報提供が望まれる可能性が低い例>

1 特定の原材料名を冠した商品名に当たらない（原材料が特定されていない）例

肉ぎょうざ、五目ピラフ、野菜カレー、フルーツゼリー、シーフードドリア 等

2 特定の原材料の使用を特に強調していない表示の例

はちみつ使用、みかん入り、生クリーム配合、粒コーン（北海道産30%）入り 等

3 商品の味付けや風味等のバリエーションを表しており、特定の原材料の使用を特に強調していない表示の例

しょうゆ味、りんご味、しそ風味 等

4 特定の原材料名を含む商品名が一般名称とされている商品（特定の原材料名が商品名に付されていることが一般化されている商品）の例

さば水煮、トマトケチャップ、コーンスープ、麦茶、いちごジャム、カレーパン 等

5 商品の形状等からイメージされる食材の名称を商品名の一部としている商品名の例

メロンパン、かにかま、たい焼き、柿の種 等

※ ここに示したものはあくまでも例示であり、実際の商品の配合量やパッケージデザインなど様々な要素を勘案し、情報提供の必要性を判断してください。

(参考2)

複数の原産地の原材料を使用している場合で一括表示部分以外の場所に表示する際の表示例

- 1 原材料〇〇の原産地は、(日本、アメリカ、タイ、中国)です。なお、当該原産地は、2018年〇月時点で使用予定がある産地を順不同で表示しています。
- 2 主な原材料の産地：アメリカ、カナダ、オーストラリア (〇〇)
※原材料の原産地については、使用する可能性がある原産地を順不同でお知らせしています。
- 3 原料原産地：〇〇 (日本、アメリカ、オーストラリア)
※原材料の原産地は、季節により表示されている産地のものを切り替えて使用しております。
- 4 原材料の産地については、当社ウェブサイト ([http://www. 〇〇〇/〇〇〇. html](http://www.〇〇〇/〇〇〇.html)) で御確認ください。
- 5 〇〇 (商品名) 原産地 (検索キーワードを表示)
- 6 原材料の原産地は、当社お客様相談センター (0120-000-000) にお問い合わせください。